

〈研究ノート〉

高齢化社会と地域福祉 (6)

——日韓高齢者福祉政策比較と意識調査 (1)——

日隈 健壬・広田ともよ

(受付 2001年9月28日)

目 次

- I. 日韓高齢者福祉政策比較と調査研究の目的
 - 1) 日本の高齢者福祉政策史
 - 2) 韓国社会福祉政策史
- II. 調査地域の特徴と調査方法
 - 1) 日本／愛媛県宇和島市
 - 2) 韓国／全羅南道靈岩郡・靈岩邑
 - 3) 被調査者の属性
- III. アンケート調査結果
 - 1) 単純集計
 - 2) 単純集計からみた総括
 - 3) いくつかの相関からみた家族世帯観——親子の暮らし方の理想と現実——

I. 日韓高齢者福祉政策比較と調査研究の目的

日本において社会福祉が政策として展開されたのは、産業化、近代化による社会変動の中で労働者階級の形成と市民意識の形成の過程と共に始まった。具体的にはそのプロセスの中で家族の機能、役割が解体されたことによって政府がその肩代わりとして表面に出ることを余儀なくされたからでもある。その意味では日本の社会福祉政策の本格的な動きは、驚異的に発展した戦後日本の経済成長のトレンドが緩やかになった1970年代から80年

* この調査研究は広島修道大学総合研究所の調査研究費を受けたものである。

代であった。それは家族の崩壊と共に福祉が国家に依存せざるえない傾向を強めたと同時に、当時の国債依存度の高まりによる財政事情の混乱を伴った経済社会の変容と、福祉ニーズそのものの多様化という外部環境の中で進行していったと言ってもいい。あるいは経済成長の鈍化が福祉の見直しへとつながり、自助努力に基礎をおいた在宅福祉の重視へと進んだと言ってもいい。当初のう経済の低成長期への突入や財政危機などがその背景となったが、やがては福祉政策が福祉ニーズをより効果的に公正に実現するための政策改革という側面が顕著となっていった。そしてそれは効率の悪い部門としての福祉部門に市場の競争原理を導入しコスト意識を持つべきだという流れと変わっていった。いわゆる臨調「行革」路線の中でそうよばれ始めた。やがて、市場経済の活性化こそ行き詰った福祉部門の事態を解決するという方向は大勢となり、1980年代以降具体的政策メニューが実施されているようにそれまでの国による規制を外されることになった。’72年から始まった老人の医療費の無料化も財源の圧迫から’82年には老人保健法を制定して一部負担となった。もちろん国民の多くが日常的に意識するようになった福祉制度の改革は90年代に入ってからであり、93年4月、これまでの老人保健法と老人福祉法の改正によって、その措置権限が国から市町村に移譲されることになり経済成長の低下は自助型在宅福祉を定着させることになった。言いかえると1990年に高齢者のための福祉サービスの政策プログラム「ゴールドプラン」がスタート、1995年にはそれをレベルアップした「新ゴールドプラン」、これは国と地方自治体による要介護高齢者に対する長期ステイの収容施設のほか、在宅介護サービスの給付である。さらに1997年、介護の領域にも医療と同様な社会保険制度を適用する「介護保険法」が制定され2000年から実施された。

介護する人が家族の中にいなくなった現代社会では、介護サービスは他人に頼まなければならなくなった。しかし介護サービスを市場メカニズムに委ねることは、少数の高所得家族を除いては不可能である。ここに医療や年金と同様に、国家・自治体が家族に代行するという背景をもつことに

なった。しかしながら家族の中に市場が入るということは、更なる家族の崩壊だけでなく、市場原理の導入は福祉切り捨てにつながるという批判はあった。

しかしながらスタート当時、こうしたねらいを実行していただくの国及び地方自治体における財源確保は全くの未知数であり、また地域によっては、計画されたサービスを供給するだけのマンパワーの確保は国によってマニュアル化された目標数字だけが揚げられたに過ぎなかったところも少なくなかった。

そうした中でもスタートせざるを得なかった背景には、世界に類をみない早さで進行する高齢化のスピードであって、政府一般会計予算78兆円のうち社会保障支出は3分の1という最大支出項目に達したということとなかでも高齢化の進展と共に更にその高齢者の福祉、医療関連出支の比重が高まるということは緊急性を要した。そのうえ、2020年には国民負担率は50%を超えると推定されていた。当然こうした困惑せざるをえない現実の中で、具体的な日常の生活環境の改善対応との間のタイムラグが生じ、不安と混乱が伴っていたからであった。自己負担率が高まるということは老後の生活保障というだけでなく、日常の都市の装置のすべてが高齢化に対応するには時間がなかった。

今回の共同研究は、国境を越えて政治、経済、民族、宗教が複雑に絡み合っている地域の生活問題を国境を越えて研究し、その解決を図ろうとする国際福祉論として行なうものではない。しかしながら、ただ単純に日本における高齢者福祉に関する調査研究だけでもない。可能であれば、戦後両国の経済発展が多少のタイムラグをもちながらも、かなりの部分において雁行形態として論じることが可能である韓国の経済社会発展の経験と韓国の戦後福祉政策が日本と同じようにアメリカの影響を強く受け、社会保険制度より生活保護政策重視の立場に立ってきたという経緯、あるいは伝統的家族の解体などの類似点も多く見られることなどを通して、2000年に7%に達した高齢化の速い韓国のトレンドを見ると、日本の高齢者福祉

研究の経験が韓国の福祉政策研究と共通の場を設定できるのではないかという思いがあり、また韓国における政策が日本における試行錯誤の政策に新しい方法論を発見させてくれる契機になることを期待し、それを調査研究の目的としたものである。もちろん社会福祉政策は、どこの国の場合でも、社会福祉以外のいろんなねらいや思惑が働いているのが普通であるが、ここではその点にはふれない。

ちなみに1976年時点での日韓の経済格差は、一人当たりGNPでは5.9倍、消費購買力平価で一人当たり消費支出は2.9倍であった。その'76年以降の日本はと言うと、高成長期から安定成長期に移行した後であったが、本格的な高齢化が進み、女性の社会進出で少子化も進み始めていた。それに対して韓国では'76-'94年の平均成長率が約10%という高成長期であった。当時の模様をかつての日本の高度成長と似ていると誰もが認識した時代であった。その中でも1973年からの継続審議中であった国民福祉年金は、政府の経済成長優先と国民負担能力の弱さを理由に'88年までの15年間にわたり実施は保留された。

当時韓国の人口増加率は1970年には約2.3%であったが、24年後の'94年にはその約半分まで低下し、今や少子化の時代に入った。近年の日韓の経済社会の現状はというと日本では1994年のバブル崩壊以来の長期不況、一方の韓国は80年代半ばからの原油、国際金利の安定に加えてドル安の中で安定成長期を迎え、日韓の経済力は一人当たりGNP比で4.3倍、消費購買力平価でみた一人当たり消費支出は1.66倍と、ともに'70年代に比べてその格差は大幅に縮小している。

さらに日韓の社会保障給付と支出の構成比率は今だに大きく異なり、社会保障純負担率でも日本の方が大きい。また「保健医療」を合わせても同様である。しかしその負担率を厳密に比較するには、さまざまな文化的、制度的要因も考慮する必要がある。

今回の報告では踏み込めないが、調査研究の主たる視点は、両国における家族観なり地域観あるいは高齢者扶養に対する社会的責任(財源の負担)

である。重ねて言うならば、人は自分の生活水準やライフスタイルを他者と比較することによって自分を認識することが可能になる。この調査研究の目的も、歴史、文化、気候、風土、習慣などにおいて、比較的類似性の高い日韓両国を比較することで、欧米先進諸国とは違った意味で研究の重要性が認められる。

特にキリスト教文化圏である欧米先進諸国に対して、日本と韓国は同じ東アジア儒教文化圏に属していることから、ライフスタイルのもつ差異を通して、両国にとって21世紀最大の課題である高齢者福祉の問題に焦点を合わせ、欧米との差異、あるいは日韓の差異と共通性が浮き彫りにされ、本格化する両国の高齢社会の問題点と課題を明らかにすることも本研究の目的のひとつである。

さらに、現在、高齢化率が16%の日本と、7%に達したばかりの韓国という違いはあっても、2020年には韓国におけるベビーブーム世代（団魂世代）が労働市場から引退し、65歳以上人口は1990年の5.1%から一挙に13.2%に上昇し（韓国統計庁'96）、老齢年金受給者が急増する時代に入り、今日の日本と同じように福祉の財源をいかに確保し、急増する高齢者介護や看護のニーズにどれだけ応えられる供給を国民一人一人が負担することに合意できるか、それが最大の課題である。そのためにも両国の高齢社会時代を目前にして、財源の問題だけでなく老後の暮らしに対する家族観及び地域観を通じて日常の生活習慣と自立の関連性の比較調査研究は意味のあるものである。

1) 日本の高齢者福祉政策史

戦後（1945年）日本の復興目標は欧米に追いつくことであり、欧米型の「福祉国家」づくりがそのテーマであった。'60年代後半には、ほぼそれが現実に近づき、一人当たり所得ではその水準を超え、平均寿命では世界一になった。いわゆる国連のいう高齢化社会、つまり総人口に占める65歳以上人口の割合が7%に達したのは1970年であったが、25年後の1995年には14

%を超えた。同じ過程は英国45年、西ドイツ45年、スウェーデン85年、フランス115年かかっている。日本の問題はこのように、その早さにあった。

こうした経済社会の環境変容の中で、1979年、経済企画庁は「新経済社会7か年計画」を発表した。計画そのものは、高度経済成長によって生じた経済各部門の不均衡是正、産業構造の転換、エネルギー問題など新時代への対応が織り込まれたものであるが、実はこの中で初めて「日本型福祉社会」という言葉が政策としてまとめられた。つまり、これまでの欧米を理想とした「福祉国家」から日本独自のビジョンとしての「福祉社会」への方向転換であった。

そこには、驚異的な高度経済成長は急激な産業の高度化とともに大きな社会変動をとげ、都市化と呼ばれる過程がこれであり、ほとんど見知らぬ人たちの集まりに過ぎない都市の中で、核家族化によって解体した伝統的な日本のイエ・家族は大きな構造変動を引き起こし、近隣社会における人間的なつながり、相互扶助の回復を国家だけでなく地域社会と個人の自立をもって図ることがねらいでもあった。つまり、目指すところは欧米型の福祉国家のように国家だけが支えるのではなくて、社会のあらゆる組織、団体、個人が自助努力を重ねながら、自由経済社会の長所としての創造的活力を前面に出していく“日本型”をコンセプトに置いたのである。日本は欧米に追いつき経済・社会は似てきたが、地域と家族はかなり違っているという認識から、欧米では不可能であるが日本ではまだ可能だとする地域と家族の扶養力に依存した福祉社会を追求しなければこれからやってくる国の財源負担に限界があるという判断からである。

こうした福祉政策の流れの中で、1979年にスタートした新経済社会7か年計画における、いわゆる日本型福祉社会の基本的枠組みも欧米追従型から脱皮し、国家によって支える福祉国家型よりも広く社会全体で支える福祉社会型へ転換した。もちろんすでに解体し崩壊してしまった家族の役割や地域の相互扶助機能を無視して伝統的な日本型相互扶助機能を再び過大評価することではなかった。すでに、家族関係がその負担に耐えきれず、か

えって破綻、崩壊するという報告も現実には少なくなかったともあるが、明らかにいわゆる私的扶養に依存しようという日本型福祉社会実現には、すでに地域と家族の実態と動向からして現実的ではなかった。それが後の1995年に修正案として出された高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）である。

それから1982年、医療改革が行われ、これまでの負担と給付の関係が見直され、あるいは老人保健法の制定によって無料化から一部自己負担に切り換えられることになった。

また1985年には年金の改革が行われ、いよいよ1990年の福祉改革においては、インフォーマル部分、プライベート部門、そして公的部門という三つのシェアの中で、それぞれの役割が整理された。

1990年度にスタートした国の計画「ゴールドプラン」のもう一方の車輪である市町村自らが策定する高齢者福祉計画のコンセプトは次のように定められた。ポイントは、在宅ケア・在宅福祉に対する市町村自らの役割の重視である。1990年6月の社会福祉関係8法の改正が戦後形づくられたこれまでの福祉制度の抜本的な改革の流れであり、平成5年の市町村への分権化とその計画策定をもって一連の改革としては形の上で終止符とされた。そうした中で、市町村を中心とした福祉体系、保健体系の方向性が曲がりなりにも明らかにされてきている。見方によってはゴールドプラン自身、地域や家族への過大な依存を軌道修正し改めたというより、社会的支援策をメニューとして提案しながら、やはり地域・家族に期待するものとなっていると見られたのもいたしかたのないものであった。建て前としては在宅福祉の三本柱といわれたホームヘルパー、デイケア、ショートステイなどのサービスと施設の整備によって、これらが高齢者が利用しながら地域家族でサポートするという構想であった。実際には目標数字が低過ぎた「ゴールドプラン」を補正するかたちとなった全国自治体の「老人保健福祉計画」、そして更に「新ゴールドプラン」へと移行した。「自立」、「地域」というキーワードのもとでどちらにしても依然として地域と家族をたよりにして

いるふしが強い日本型福祉政策の理想と現実を探ることになっているのもこの調査研究の視点でもある。

我々の調査研究地域である広島県芸北町及び愛媛県宇和島市近郊においても戦後の高度経済成長の影響を初期のころから典型的に受けながら地域社会は大きく変容した。高度経済成長による都市化現象は対極にある農山村の“農”の崩壊へとつながり、直接的に農家の暮らしの脆弱さを露呈させてしまい、また伝統的な共同体組織や家族の絆や役割までも産業化と近代化はその機能を失わせることになった。

とくに、島しょ部における農漁村においては一層激しい過疎化の波にさらされ、伝統的な相互扶助のシステムは呆気ないまでに崩れてしまうことになった。そういう地域社会の変容は戦後日本の高度経済成長の光と影の部分で典型的な形で引き受けることになったのである。こうした過疎化現象が始まって40年、今、日本型福祉社会政策は再び、伝統的な農村社会時代の地域共同体、あるいは家族の役割に期待しようという動きが見えている。しかしそれは、国家財政の逼迫とニーズそのものの多様化という外部環境の変化の中で、国家財政負担の軽減のための個人の責任、あるいは家族、社会、企業への責任へのシフトという目的が見えかくれするところに、批判的な論調も出ている。都市、農村を問わず日本の低成長期への移行が高齢化時代と相まって、高齢者自身の生活、またそれを扶養する家族にとっても大きな不安材料となったうえに、福祉の民間委託化（市場化）は地域社会そのものの生活変容につながった。都市部では核家族化の増加によって家族外部への公共サービス依存が強まり、農村では地域社会全体が高齢化し自治体そのものが財源的に存続が危惧されることになった。つまり、低成長への移行や財政危機を根拠にした「福祉を切り捨て論」はそういう背景の中で出てきたもので、市場経済の活性化こそこの打開策だとし、国による規制を外し、公的部門を民営化して市場に明け渡す一環として社会福祉も公的な部分を縮小して市場福祉に任せるといった政策変更は一種の切り捨てだという批判だった。これは1980年代以降実施されている。すでに、

現実の社会は家族も地域社会の共同システムも以前のままには戻れない。つまり私的扶養に依存しようという「日本型福祉社会」論は、地域や家族の実態と動向からしてすでに非現実的だという批判が出た。当然そこに、計画と政策展開の難問がひかえていたのである。

今「新ゴールドプラン」を受けて新たな5ヶ年計画（2000年～2004年）として「ゴールドプラン21」が策定されている。

1. 活力ある高齢者像の構築，2. 高齢者の尊敬の確保と自立支援，3. 支え合う地域社会の形成，4. 利用者から信頼される介護サービスの確立がプランの基本方向である。

それにしても、要援護を必要とする高齢者は毎年10万人ずつ増えることが予想され、その支援体制整備は可能なかぎり在宅で自立した日常生活が営めるような在宅サービスの重視とその整備という地域社会の「支え合い」にその役割を求めているにすぎない。2000年度から介護保険法が施行され、全国の地方公共団体において、老人保健福祉計画と介護保険事業計画が一体的に作成されるなど、我が国の高齢者保健福祉政策は新たな段階を迎えている。

2) 韓国の社会福祉政策史

韓国はもともと教育、経済、人権等においては均等に利益をもたらすという“弘益人間”という建国理念があって、長い歴史の中で独特の福祉思想を築きあげてきた。それは貧困は個人の責任でなく国家の責任と見なされ、あらゆる救済、救護事業が推し進められてきた。近代にいたって宣教師による福祉施設、障害児学校など設立され、民間の慈善事業も活発に行われるようになった。しかしながら1945年日本の植民地からの解放と共に社会福祉政策が積極的に取り組まれたわけではない。朝鮮戦争（1950年6月～'53年7月）によって、戦争難民、孤児、婦女子に対する応急救済事業が主流で長い間高齢者福祉事業は無視されてきたといってもいい。1949年2月、児童保護施設は98箇所、養老院施設は12箇所しかなかった。やがて

'59年3月で養老院施設は41箇所となるが、需要にははるかに達していなかった。(韓国・社会福祉財団, 1985)

1960年代に入ると間もなく軍事クーデターが2度起り、政治的社会的にも混乱が続くが経済開発政策は積極的に進められ、その成果として社会福祉政策が法律的にも整備されることになった。'61年に生活保護法、児童法などが制定され、'62年には公務員年金法、'63年には軍人年金法、医療保健法などが制定され社会保障制度の基盤が作られた。

しかし高齢者福祉分野に関しては、生活保護法において65歳以上の生活能力がない者を対象とした救貧次元での高齢者保護事業が展開しただけであった。当時の韓国といえば、まだ経済的には混沌としたものであり、社会保障制度も公的扶助や福祉サービス分野での救済的なものに過ぎず、政府の経済成長優先や国民の負担能力の弱さなどもあって法はあっても制度の実施は具体化されないまま'80年代にまで持ち込まれたのが現実である。

1960年(韓国・社会指標, '95年版)当時65歳以上人口は3.3%に過ぎなかったが、1960年代末に至っては、人口構造はすでに少産少死の先進国型に移行し、高齢者に対する社会保障制度の必要性も強く認識されはじめていた。1969年に提言された「社会開発長期展望」では高齢者人口の増加、家族制度の変化、人口の都市集中などと合わせて、高齢者問題が表面化することが予測されている。提言の中では、高齢者福祉法の制度、年金制度の用意、診療施設の拡充、高齢者福祉センターの設立、高齢者就労機会の提供、退職年限の延長、敬老日の制定などが述べられていたが、当時の経済発展指向の政府の関心は高齢者社会への投資は消費的な投資という認識ですらなかった。また1973年にも国民福祉年金法は制定されたが同じような理由から結局実施されることはなかった。

1970年代には先記の提言で予測された通り、経済成長と共に、産業化、都市化、核家族化、そして人口の高齢化現象が急速に進化した。また、生活水準の向上と共に高齢者の価値観も多様化し高度化することになり社会問題として表面化した。1970年、65歳以上の人口は157万人で全人口の6%、

そのうち生活保護対象者は42万9千人に達していた。

それでも政府の関心は経済成長と安全保障が優先され、高齢者福祉は国家的関心事にはならず、とくに高齢者自身が伝統の中で長老としてのプライドから自らの生存権保障や福祉の推進を積極的に求めることはなかった。

しかし1980年代に入ると、次第に高齢者福祉に対して国家と社会が責任を負うべきだという認識が強くなった。1980年の調査では老後の保障は政府の責任であると答えたのが15.3%、個人と政府の責任とするものは17.5%、もちろん個人と答えた人は28.2%、家族と答えた人は33.3%という状況で、80年代に入っても韓国人の福祉意識は個人と家族の責任という認識の方がまだ強かった。

それでも'80年代には医療保険と老人福祉法が'81年適用され、1973年以來の審議が続いた国民年金も'86年には制定され、'88年には10人以上の事業所、1992年からは5人以上の事業所勤労者が対象とされ、また1995年には農漁民年金制度も実施され、主要な社会保障制度はほぼ整備された。現在韓国の社会保障制度は大きく三つに分けられ、社会保険、公的扶助、社会福祉である。社会保険には、国民年金、医療保険、雇用保険、就業災害補償保険の四種類、公的扶助としては生活保護、医療保険、災害・災難救護等。社会福祉には児童福祉、老人福祉、障害者福祉、女性福祉、浮浪者福祉の五種類の主要事業があり、高齢者福祉制度においては、'99年に国連のいう65歳以上人口7%を超える高齢化社会に突入し、2022年には14%の高齢社会になるという予測をふまえて、これまでの低所得高齢者に対する施設サービスから、一般高齢者を対象とするサービスへと質的にも量的にも広がりを見せている。具体的には老人福祉施設の拡充及び充実、敬老年金制度、老人健康増進事業、在宅老人福祉サービス、老人の社会参加の拡充と余暇利用の事業などがある。また特に痴呆老人対策として「痴呆老人10カ年計画」(1996～2005年)が現在推進中であり、痴呆専門療養病院の拡充と予防、管理などに加えて、在宅老人福祉サービス推進のため訪問サービスセンターの充実などが図られている。

しかし、高齢者福祉法の内容は義務的規定ではなく、ほとんど宣言であり、任意の規則程度といえるものであった。1984年養老施設数は60箇所、1997年には102箇所、療養施設は62箇所、痴呆専門養老施設4箇所と増えてはいるが、それでも当然需要に見合う数ではなかった。さらに1989年には高齢者福祉法は改正され、高齢者福祉対策委員会が設置された。福祉実施機関では在宅高齢者のための家庭奉仕員のサービスを行い、また国と地方自治体は65歳以上の高齢者に高齢者手当を支払うようにすることなどが法律の主要内容となった。1990年代、同法は更に全面改正された。’93年12月、有料高齢者福祉事業に民間企業体や個人の参加を許容した。いよいよ日本と同じように福祉に市場原理を導入する第一歩となった。

しかし相変らず強制規定もないまま任意改定の要素が強かった。1997年同法は4回目の全面改正が行われ1997年10月老人の月（国連は’91年制定）と制定、敬老と孝行の意識を高める記念の月間と定めた。すべての老人に支給される敬老手当の場合は年齢が高くなるほど金額も多く、1人暮らし老人には生計費も支給され、国と地方自治体が6対4の割合で負担し支給しているが、十分な生計費補助にはなり得ていないのが現状である。また、1人暮らしの老人の介護には国が雇用したホームヘルパーがいるが、老人全体を対象とするものではなく、在宅生活保護者だけを対象としているために大半の老人はこのサービスから除外されている。

ここで設定された高齢者福祉政策は具体的には所得保障、医療保障、住宅環境、高齢者福祉サービスなどで構成されている。一般的に所得保障制度は社会保険、公的扶助、社会手当の3種類で構成され、老齢、障害、遺族、疾病、産業災害、失業などの社会的損失が発生したときに給与が提供される。被保険者本人、雇用者、国家の三者が保険料を負担するのと違って、公的扶助は租税を財源とし国民の権利として最低限度の生活が補助されるものである。また社会手当は人口学的特性による配分で、65歳以上の高齢者、または18歳未満の児童は国家の租税をベースに現金及びサービスが提供される。

高齢者の貧困問題を解決し予防する所得保障制度には直接的なものと間接的なものがある。現金が直接支給される所得保障制度には年金制度、生活保護制度、老齢手当制度、退職制度があり、間接制度には敬老優待制度、雇用増進、及び生業支援制度、税制減免制度がある。

しかしながら柱となる年金制度は、1988年実施された国民年金も現在60歳以上の人には事実上支給はない、それは20年の掛け金であるために2008年以降の60歳が対象である。また敬老年金も現実には政府の限られた財源の中で生活保護対象高齢者（全体の8.7%）に制限されて（月3万w～5万w）支給されているにすぎない。

また韓国の医療保障制度は1970年以降、社会保険方式の医療保険制度と公的扶助方式を併用したもので構成され、高齢者健康診断制度、痴呆管理事業、高齢者リハビリ療養施設などが作られている。

医療保険制度は1996年度では国民の96.2%に適應され、65歳以上では80%に達している。高齢者は被保険者の被扶養者、または被保険者本人に提供されるが、老人性疾患の特性の排除に加えて、高齢者専門医学施設の不足、あるいは補聴器、めがね、入れ歯などは本人負担になっているのが問題となっている。

1998年現在で、高齢者の99.7%は地域社会内の一般家庭で生活している在宅高齢者であり、痴呆高齢者など身体的依存欲求の高い在宅高齢者の世話などをめぐって社会問題となっている。しかしながらサービスの現状としては、52箇所家庭奉仕員派遣事業機関、265箇所の在宅福祉奉仕センターで約5,200人の無給家庭奉仕員と104人の有給が活動しているにすぎない。

1993年の高齢者福祉法の改正によって有料高齢者福祉事業に民間企業や個人参加が可能となり、シルバー産業の基盤が整いはじめてきている。

問題として残り課題となるのは1999年高齢化率7.0%を越え、2022年で14.3%、その時点で生産総人口5人で1人の高齢者の扶養が必要となること、また1998年、全国民の2.1%が生活保護対象者で、高齢者はうち5倍の10.4%という所得水準の低さであること。さらに1998年度全国調査では高齢

者の31.9%が日常生活に何らかの支障があると答えている。また3.5%の人は動作遂行が全く出来ないと報告されている。そのうち日本と同様に核家族化、少子化で家族内での扶養機能は低下し、高齢者のみの世帯が45.9%である。また暮らしは49.9%が「苦しい」と答え、勤労所得が主な収入である高齢者は23.3%、年金、退職金は2.5%にすぎず、大部分が子女からの補助に依存していることを考えるとこれから更に高齢化の進展と合せて彼らの不安をどう解消していくのか課題は多い。韓国保健福祉部の統計によると1998年度韓国の高齢者福祉予算は国家予算全体の0.24% (1,665億w) であるが、GNPが同程度の国々が10~15%であることを考えると相当低いことがわかる。そこには「先家庭福祉後社会保障 (高齢者は政府に頼らず家庭を中心に介護すべき)」という考え方が根強く残っているというだけでは解決の糸口はつかめない。

II. 調査地域の特徴と調査方法

この調査研究では、日韓の人口動態、なかでも高齢化と地域福祉の実態把握のために日韓両国における比較的類似地域社会をモデルに調査研究を行った。以下その報告である。

1) 日本／愛媛県宇和島市

四国地方の愛媛県西南部に位置する宇和島市は、市の西側を除く三方は急峻な山地に囲まれ、西方の宇和海沿岸は入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸で、市街地は地形上、東南部が辰野川と神田川が形成する三角州上に立地している。地形の多様性とともにより宇和島市は温暖な気候を示している。広見町はその内陸部へ隣接する町である。

1960年代は高度成長期における人口の都市流出が顕著な現象としてみられたが、以後7万人代を維持している。しかし1998年以降は64,782人に減少し、少子高齢化の典型的な地域となっている。

産業構造は生産よりも消費都市としての性格が強く、中心は第3次産業

で、1993年、その構成比64.1%、1995年の所得比率は70.6%である。(1995年国勢調査)

高齢化社会のスピードを全国平均と比較した場合、愛媛県の高齢化率が10%を超えたのは1975年、全国では1985年だったことからすると、愛媛県と宇和島市はともに全国に比べ10年早かった(1995年国勢調査)。ちなみに最も新しい1999年の宇和島市の総人口64,238人(住民基本台帳)、うち65歳以上人口14,464人、高齢化率22.52%、これは国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の全国平均値と比較すると2010年の推測値となり、高齢化が一段と先行していることがわかる。また地理的、経済的及び財政的理由から、地域が抱える問題は極めて大きいものがある。高齢化問題は多様化する地域社会の枠組みの中で、一人一人の生活や意識、それに仕事、所得などを含む問題をすべて視野に入れて検討していくことが要求されている。

1995年度の宇和島市の総人口は66,196人(国勢調査)、総世帯数25,797世帯、1世帯当たり人員数は3.89人、総世帯数に対して65歳以上の親族がいる世帯数は36.3%、65歳以上の親族人員の総世帯人員にしめる割合は50.8%と約半数をこえている。特に2人暮らしになると65歳以上の親族人員の占める割合は76.7%と高くなっており、さらに独居老人世帯が宇和島市1987世帯で(1999年)、近親者が同一市町村にいる人は宇和島市においては1680世帯となっている。世帯数にしめる構成比、増加率とともに高く、介護力の面から考えた場合、今後、要介護老人が在宅で生活続けるケースは当然増えてくるために、その対応へのニーズの充足が問われている。

こうして高齢者人口の増加と長寿化に伴い、1人暮らし人口も年々増加傾向にある。さらに高齢者人口の中でも今後は後期高齢者(75歳以上)の占める割合が増加する。1985年から1998年の推移は、高齢者全体で1.23倍に増加し、後期高齢者の占める割合は1.69倍も増加している。今後は後期高齢者の増加に伴い「高齢者だけの世帯」がより増加すると予測される。

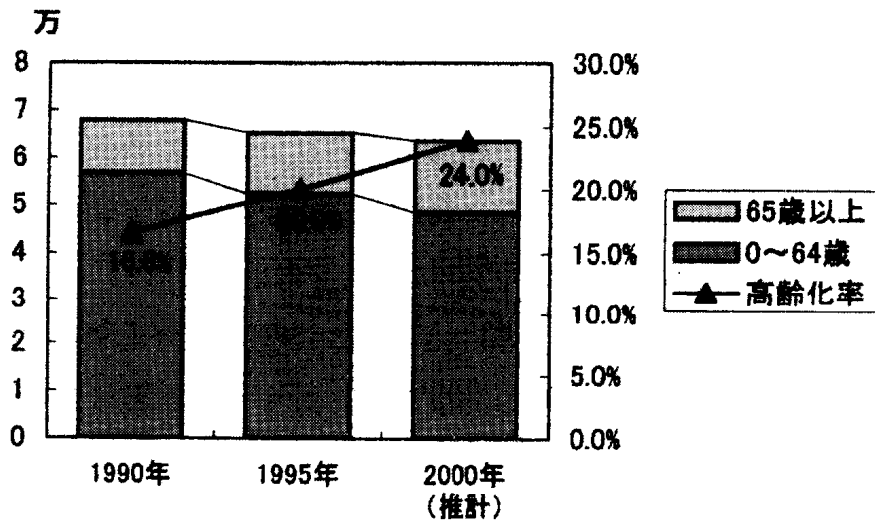
2) 韓国／全羅南道靈岩郡・靈岩邑

靈岩郡及びその近郊に位置する康津は、韓国西南部に位置し、韓国第四の人口を抱える光州市から時間距離2時間圏域にある。近年は農工混住地域の色合いさえ強くなってきた。伝統的には地域の中央に名山月出山をかかえ四方広がる田園地域である。また近郊の木浦は良好な港湾をもち古く日本植民地時代から海洋と内陸全域をつなぐ物流拠地としての役割を担ってきた、気候穏やかなこの地域は現在でも米作と果樹、畜産、水産では韓国の重要な産地である。

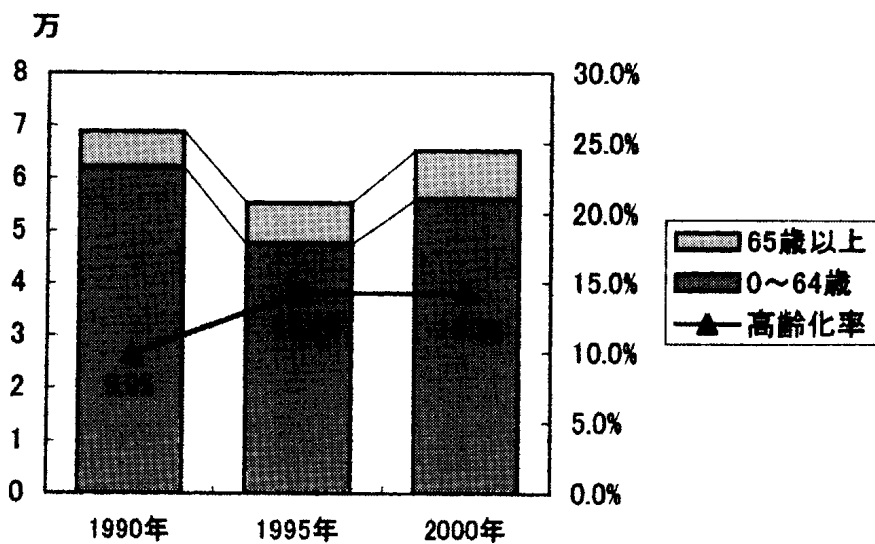
人口推移は1970年代以来、経済成長期を通して都市への流出が続いている。1980年代当時の人口99,980人（高齢化率6.1%）だったものが、2000年では人口65,268人（高齢化率14.31%）と韓国における2020年推計高齢者人口13.2%をすでに上回っている。総じて韓国全土に比べて30年早く高齢化が進んでいる（韓国統計庁、1998年）

また産業構造は農業生産基盤の好条件によって、現在でも（'98年）第一次産業が'95年51.70%、98年48.7%、第二次産業は'95年15.50%、'98年16.50%、そして第三次産業は'95年32.80%、'98年34.8%と、約半数を第一次産業が占めている。靈岩郡は日本の地方都市及び近郊と違って、農業生産比率の高い地域と言ってもいい。

こうした第一次産業比率が高い靈岩郡と宇和島市のように、同じように首都から最も遠い地方都市とその周辺にもかかわらず、第一次産業比率がすでに4.0%（1996年）にまで低下し、高齢者の生き甲斐が生業と直接結びついている韓国と、すでに農村部の高齢者といえども土から離れ、人間関係の絆を「文化」サークルに頼っている日本（宇和島）との比較は、地方都市比較というだけでなく、韓国と日本の高齢者対策における最も重要な生き甲斐対策をどうするかという今日的共通課題であり、政策の目玉として浮き彫りにされる現状を把握することが可能であるという前提に立っている。地域での高齢者の自立というテーマをより確立できる国や地域はどちらかという興味は尽きない。



宇和島市人口動態



霊岩郡人口動態

3) 被調査者の属性

今回の現地調査は双方の地区が、それぞれ首都から最も遠い地域に属しているながら、それなりの地域特性を残しているという類似性をもっている。あわせて双方ともに伝統的な海洋性の強い良好な港湾と豊かな農水産業に育まれた風土と経済性及び近郊に地方中核都市を控えているということで選んだ。

ここで用いるデータは、既存の統計と文献、それに2000年8月及び2001

年 8 月中旬に日本と韓国における調査で、アンケート及び聞き取り調査により集計されたものである。

調査方法は日本では、愛媛県宇和島市内の社会福祉協議会デイサービス施設と、同市中心部在住の一般的な高齢者を対象にしてアンケート調査を実施した。65歳以上に対する配布数は207人である。

韓国では、全羅南道霊岩郡・霊岩邑役場と日韓文化交流団体を通してアンケート調査を実施した。地域の65歳以上に対する配布数は262人である。日韓ともにその場で説明し、記入してもらい回収したものであるため回収率はどちらも100%である。

Ⅲ. アンケート調査結果

問 1 年齢

被調査者の年齢分布は日本では65～69歳 (33.3%) が最も高く、70～74歳 (27.1%)、そして当然ながら年齢が高くなるにつれて比率は減っている。韓国も65～69歳 (37.4%)、次いで70～74歳 (31.7%) と徐々に比率が減っている。どちらも人口センサスから見ると回答者比率は日本で65～69歳がやや少なく、韓国では若干多い。

| 年齢 (歳) | 日 本 | 韓 国 |
|--------|--------------|--------------|
| 65～69 | 69 (33.3%) | 98 (37.4%) |
| 70～74 | 56 (27.1%) | 83 (31.7%) |
| 75～79 | 44 (21.3%) | 57 (21.8%) |
| 80～84 | 25 (12.1%) | 19 (7.3%) |
| 85以上 | 13 (6.3%) | 5 (1.9%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |
| 平 均 | 72.0 | 72.0 |

問2 性別

宇和島市及び近郊の被調査者は、女性が108人（72.5%）を占め、男性は39人（26.2%）にすぎないのに比べて、霊岩では逆に男性が141人（53.8%）、女性121人（46.2%）と性別では逆構成となっている。

こうした結果は、特に韓国の社会はアンケートなど社会調査に対する社会的場面での自己主張は、男性が前で女性は後という家父長的、儒教的な文化（習慣）が強く残っていることから、あまり不自然なことではないと言われている。また、日本ではアンケート回答者がやや後期高齢者に偏っているのは、女性の場合平均寿命が長いということからしても、女性の比率が高くなるのも当然の結果と言える。アンケート調査における日韓の高齢者を囲む社会環境の違いが見られることは興味深い。

| 性別 | 日本 | 韓国 |
|----|--------------|--------------|
| 男性 | 75 (36.2%) | 141 (53.8%) |
| 女性 | 132 (63.8%) | 121 (46.2%) |
| 合計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

問3 家族構成

日本では「同居世帯」(38.6%)が最も割合が高く、「夫婦のみ」(36.7%)がほぼ同率で「ひとり暮らし」(20.8%)とつづいている。韓国側では、「同居世帯」(15.6%)が日本に比べて低く、逆に「ひとり暮らし」(23.3%)がわずかに高く、「夫婦のみ」(56.1%)は日本に比べてかなり高い比率を示している。ここで興味をひくのは、韓国では日本に比べて儒教的習慣が強く残されていて同居世帯が多いというイメージが一般的であるが、逆に「同居世帯」は韓国15.6%に対して日本は38.6%と高い。これは、韓国の地方の中小都市やその近郊農村では子供の大半が都市で生活しており、日本以上に核家族化が進み、地方都市及びその近郊に若者がいないことを示している。これには今日のソウルが極端な一極集中を形成し、就業の機会、就学

の機会等が圧倒的に恵まれているという韓国特有の地域構造があり、逆にそれは地方都市の産業構造の高度化の遅れなどが根底にあると言ってもいい。太平洋ベルト地帯への一極集中が著しかった日本の60年、70年代の地域産業構造と似ている。

| 家族構成 | 日 本 | 韓 国 |
|--------|--------------|--------------|
| ひとり暮らし | 43 (20.8%) | 61 (23.3%) |
| 夫婦のみ | 76 (36.7%) | 147 (56.1%) |
| 同居世帯 | 80 (38.6%) | 41 (15.6%) |
| その他 | 1 (0.5%) | 3 (1.1%) |
| 無回答 | 7 (3.4%) | 10 (3.8%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

問 4 生計

収入に関しては「毎日仕事をしている」は日本 (15.9%) に対して韓国 (25.2%) と高い。「2日に1日程度」を加えると日本 (43.4%) に対して韓国は (71.4%) に達している。「ときどきする」を加えると日本も韓国も90%を超える。これは被調査地域の地域性によるものと思われる。

また年金収入は「もらっている」では日本が86.5%に対して韓国は18.7%と低いのは、日本における社会保障制度の整備が早かったことを示しており、ちなみに厚生省によると、老齢年金 (老齢厚生年金の場合) は、年間約200万円給付 (あくまでも一定の仮定に基づく数値) となっている。

一方、韓国側では年金を受けている人は (18.7%) と日本に比べて非常に少ない。韓国は '99年に7%という高齢化社会に入ったばかりで、社会保障制度は高齢者福祉に対する制度がまだ整備されつつある段階であるため、低所得高齢者に対する施設サービスを対象としてきた水準から脱しておらず、'88年に実施された国民年金受給者もまだ少ないのが現状である。

日隈・広田：高齢化社会と地域福祉 (6)

| 仕事の頻度 | 日 本 | 韓 国 |
|---------|--------------|--------------|
| 毎 日 | 33 (15.9%) | 66 (25.2%) |
| 2日に1日程度 | 57 (27.5%) | 121 (46.2%) |
| ときどきする | 95 (45.9%) | 63 (24.0%) |
| ほとんどしない | 7 (3.4%) | 3 (1.1%) |
| 全くしない | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 無回答 | 15 (7.2%) | 9 (3.4%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

| 年 金 | 日 本 | 韓 国 |
|---------|--------------|--------------|
| もらっている | 179 (86.5%) | 49 (18.7%) |
| もらっていない | 24 (11.6%) | 162 (61.8%) |
| 無回答 | 4 (1.9%) | 51 (19.5%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

問5 「あなたは今のご自分の暮らしをどう思いますか？」

日本では「非常に満足」(22.7%)、「やや満足」(33.6%)を合わせると60.4%、「普通」が(25.1%)となっており、そして「少し不満」(11.6%)と「非常に不満」(1.0%)を合わせると12.6%となっている。

韓国では「非常に満足」(9.2%)「やや満足」(31.7%)を合わせると40.9%で日本より低い。「普通」が(27.5%)となっており、そして「少し不満」(24.8%)と「非常に不満」(6.1%)を合わせると30.9%と日本よりも非常に高い。

一見すると韓国の方が「非常の満足」が極端に低いために、満足度が低いように思えるが、これは一概には言えないらしい。なぜなら日本と異なって韓国の人々は実際には生活に満足していても、人に対して答えるときは「まあまあ」という控えめな反応をする傾向が強いという習慣が残されていることを考慮すべきだと聞き取り調査で幾度も耳にした。また、こうした傾向は前年度の調査でも同様に見られたことから、今回は質問項目に「あ

あなたはご自分に不満をお持ちですか」という逆の質問を加えてみた。すると、日本では「すごく不満」(8.2%)、「やや不満」(24.2%)を合わせると32.4%、「普通」(34.4%)が最も高い比率を示し、そして「あまり不満でない」(24.2%)、「全く不満でない」(8.7%)を合わせると32.9%となっている。

韓国では「すごく不満」(6.9%)、「やや不満」(13.7%)を合わせると20.6%、日本同様に「普通」(34.4%)が最も高い比率を示し、そして「あまり不満でない」(25.2%)、「全く不満でない」(14.5%)を合わせると39.7%となっており、日本の比率と比べると韓国の方が不満度は低い方にかたよっているのがわかる。こうした矛盾はやはり風習的なちがいが影響しているとも考えられる。

| 暮らしの満足 | 日 本 | 韓 国 |
|--------|--------------|--------------|
| 非常に満足 | 47 (22.7%) | 24 (9.2%) |
| やや満足 | 78 (37.7%) | 83 (31.7%) |
| 普通 | 52 (25.1%) | 72 (27.5%) |
| やや不満 | 24 (11.6%) | 65 (24.8%) |
| 非常に不満 | 2 (1.0%) | 16 (6.1%) |
| 無回答 | 4 (1.9%) | 2 (0.8%) |
| 合計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

問 6 「老後の暮らしに心配がありますか？」

日本側は「病気の費用負担が心配」が(28.0%)で最も高い。また韓国側でも「病気の費用負担が心配」(41.8%)が最も高く、その比率は日本と比べて非常に高い。

逆に「経済の悪化」に対しては日本(15.0%)に対して韓国(8.8%)と低い。日本は全体的経済の冷え込みと、リストラなどの社会不安が身近なものとなって閉塞感が漂っていることが原因している。一方の韓国はIMF

管理下にながらも近年の経済成長の下で生活基盤が整備，改善されてきたため「経済悪化」の回答率は低くなっていると考えられる。

| 老後の経済的不安 | 日 本 | 韓 国 |
|-----------|--------------|--------------|
| 生活費自体 | 30 (14.5%) | 41 (15.6%) |
| 痴呆の費用 | 26 (12.6%) | 43 (16.4%) |
| 病気の費用 | 58 (28.0%) | 109 (41.6%) |
| 経済状勢の悪化 | 31 (15.0%) | 23 (8.8%) |
| 年金がもらえるか | 8 (3.9%) | 3 (1.1%) |
| その他 (なし含) | 32 (15.5%) | 22 (8.4%) |
| 無回答 | 22 (10.6%) | 21 (8.0%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

問7 「今後介護が必要になったときどうするのがよいと思いますか」

介護が必要になったときどうするかという質問に対して，日本では「子供と同居」(17.9%)に対して韓国(36.3%)は非常に高い。「自宅でヘルパー」となると日本(25.6%)に対して韓国(8.8%)，「施設に入る」でも日本(22.2%)に対して韓国(9.5%)と極端に差が出ている。これは社会福祉制度や施設の普及率とも関連があると思われる。ちなみに霊岩地域では1999年に収容人数43名の社会福祉施設が1軒設立されたばかりである。

さらに，仮に子供と同居することになったらどうするか，という問に対しては「長男(嫁)と同居する」と答えたのは，日本(46.9%)に対して韓国(70.6%)は非常に高い比率で長男に依存していることがわかる。また逆に「自分の娘」と同居と希望する者は日本(20.8%)に対して韓国(4.2%)は極めて低い。親の面倒は長男という伝統的慣習が韓国には強く残っているのかも知れない。

ちなみに日本での調査で「別居がよい」とした人で“トラブルのもと”などのコメントが書かれているものがあり，純粋な別居を望んでいる人も

いるが、一方では同じ「別居がよい」の回答者の中には“気を遣うから、本家と分家の関係がよい”と書いている人もいたことから、全くの別居を望んでいるのではなく、お互いにあまり気を遣いたくないが、近くにはいて欲しいと考えている人も「別居がよい」の回答者に含まれていることを念頭に置いておかななくてはならない。

また、韓国では「別居がよい」の回答率が最も高いが、これは日本であげられた理由と少し異なるようである。韓国の高齢者はもともと、家族と一緒に暮らすべきだと考える儒教的傾向が強かったのだが、前述の通り、子供たちが都会へ出て働かざるを得ない社会状況のため、少しでも早く子供が成功してくれることを何よりも願っている。そのうえ高齢者自身も土地(農業)があり、子供が成功すればイエのすべてが順調にいくと考える傾向

| 要介護時の希望 | 日 本 | 韓 国 |
|----------|--------------|--------------|
| 子どもと同居 | 37 (17.9%) | 95 (36.3%) |
| 別居で子供が世話 | 56 (27.1%) | 97 (37.0%) |
| 自宅でヘルパー | 53 (25.6%) | 23 (8.8%) |
| 施設に入る | 46 (22.2%) | 25 (9.5%) |
| その他 | 4 (1.9%) | 13 (5.0%) |
| 無回答 | 11 (5.3%) | 9 (3.4%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

| どの子の所がよいか | 日 本 | 韓 国 |
|-----------|--------------|--------------|
| 長男(嫁) | 97 (46.9%) | 185 (70.6%) |
| 自分の娘 | 43 (20.8%) | 11 (4.2%) |
| 経済力のある子 | 6 (2.9%) | 8 (3.1%) |
| 誰でもよい | 20 (9.7%) | 25 (9.5%) |
| その他 | 22 (10.6%) | 23 (8.8%) |
| 無回答 | 19 (9.2%) | 10 (3.8%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

が強いため、できる限り子供の足を引っ張りたくないという理由から、「別居がよい」と回答したと考えられる。この同居・別居に関する分析はアンケート方式での直接聞き取り調査によるものである。

問8 「あなたはお子さんからの経済的にサポートしてもらっていますか？」

日本は「もらっていない」(74.9%)が大部分を占めており、「もらっている」人はわずか(18.4%)しかいない。

一方韓国は「もらっていない」(45.5%)と「もらっている」(43.1%)はほぼ似た比率となっている。

しかし、この結果だけを見ると日本では自分の子供に老後支援を受けていないようにとれるが、アンケートの自由記述や聞き取りから見るとそうではなく、「生活費」での援助というよりも、別のかたちでの援助を求めている傾向がある。前述にもあるとおり“同居”を望む率の高さがそれを示しているし、“夕食を時々一緒に”というようなちょっとした気配りを期待しているケースが多い。また同時に、日本では年金制度の充実により、生活費自体を子供に依存しなくてもよいということであろう。

また韓国では、老後も農村部では約50%、都市部でも約30%の高齢者が農業など生業的な仕事を主な収入源としているという韓国保健社会研究室の報告(1994年)があるが、同じ調査では都市部で50%、農村部で40%の人が子供からの仕送り(補助)を受けている報告がある。ちなみに、そのうち都市部で30%、農村部で25%は長男夫婦からの仕送り(補助)を主な

| 子からの経済支援 | 日 本 | 韓 国 |
|----------|--------------|--------------|
| もらっている | 38 (18.4%) | 113 (43.1%) |
| もらっていない | 155 (74.9%) | 119 (45.4%) |
| 無回答 | 14 (6.8%) | 30 (11.5%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

収入源としている。

こうした比較からすると「子供からの援助を受けている」は韓国が43.1%に対して日本は18.4%と低く、逆に「年金」を主な収入源とするのは韓国18.7%に対して日本は86.5%という今回の調査結果と、両国の統計報告でも「子どもからの援助」は韓国(44%)、日本(8%)。主な収入源を「年金・退職金」とする人は韓国(3.9%)に対して日本は56%という結果もある。このことから、いかに韓国では老後を子供に頼っているかがわかる。

問9 「社会福祉を充実させるために今より税金や保険料を上げることに
なれば、あなたは賛成しますか？」

日本の場合「大いに賛成」(3.4%)、「少し賛成」(15.9%)とあわせて19.3%、韓国の場合は「大いに賛成」(9.5%)、「少し賛成」(22.5%)とあわせて32.0%、逆に「絶対反対」は日本が34.3%で韓国は23.7%。少し反対を加えると日本は57.0%が反対、韓国は41.4%が反対という結果が出た。日本は、すでに家族による介護は、女性の社会参加率の上昇などによりほぼ期待できない状態に達しており、国や地方自治体によるサービスに頼らざるを得ないという背景がありながらも、これ以上の税負担や保険料の増額に対しては半数以上の人が反対している。

韓国の場合は、高齢者福祉制度の充実のためなら税負担を増やすことに

| 社会福祉充実のため 税・保険料増に賛成か | 日 本 | 韓 国 |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 大いに賛成 | 7 (3.4%) | 25 (9.5%) |
| 少し賛成 | 33 (15.9%) | 59 (22.5%) |
| どちらでもよい | 39 (18.8%) | 63 (24.0%) |
| 少し反対 | 47 (22.7%) | 47 (17.9%) |
| 絶対反対 | 71 (34.3%) | 62 (23.7%) |
| 無回答 | 10 (4.8%) | 6 (2.3%) |
| 合 計 | 207 (100.0%) | 262 (100.0%) |

賛成すると考えている人は約3人に1人（32%）いる。日本の5人に1人という比率に対して韓国の方が税負担を受け入れるという結果になっている。

韓国の場合は統計庁の報告によると「老後の備え」は1991年には61.0%の人が「備えなし」と答えているが、1994年には47.0%にまで減っている。理由を見てみると、「年金」が13.4%から16.0%と増加し、保険が11.2%から16.1%へ、預金が10.4%から17.8%と増加するなど、老後に対する備えが着実に充実していることなどが見える。

2) 単純集計からみた総括

日韓両国の意識調査というよりは、調査地域の比較というやや限定されたものであり、さらに日本の宇和島市とその近郊に比べて第1次産業構成比率の高い韓国霊岩地域との比較では、要約すると、韓国は高齢者の「ひとり暮らし」が日本よりもわずかに多く（23.3%、日本は20.8%）、「夫婦のみ」は韓国が非常に多い（56.1%、日本は36.7%）。核家族化した社会と思っていた日本だが「同居世帯」は韓国よりも多い（38.6%、韓国は15.6%）という結果。そうした高齢者は「年金生活」が大半を占める日本（86.5%）に対して、「子供からの仕送り」（43.1%）と「毎日あるいは2日に1日は働いている」（71.4%）からの収入で生活している韓国という鮮明な違いが浮き彫りにされた。こうした現実の中で、日本は「子供からの生活費援助」を受けてない（74.9%）という姿勢が生まれ、韓国では43.1%が受けている。暮らしを支える社会の制度や家計の違いはあっても「同居がよい」と回答したのは日本17.9%、韓国36.3%、それに対して「施設に入る」と回答したのは韓国9.5%、日本22.2%であるが、韓国は同居もしくは別居で子どもに世話を受けるを合わせると73.3%を占めている。ちなみに体が弱ったら同居したいと考えている韓国の高齢者たちに比べて日本では子どもに世話になりたくないという思いが強いことがわかる。それに対して韓国は体が弱るまでは生業とっていい農業に精を出し、元気なうちは別居したいと考え

ていると言える。今回の調査地域から見る限り、すでに高齢者福祉政策としての国の制度に依存する日本と、できる限り先祖伝来からの生業で自立しようとする韓国との違いと言えなくもない。

3) いくつかの相関からみた家族世帯観—親子の暮らし方の理想と現実—
単純集計の結果をもとに、親子の暮らし方や、生活の満足度、地域に対する魅力、子供や国・地方自治体に対する老後の期待などが、それぞれ世帯にどのように影響を及ぼしているのか、また日本と韓国では、どの程度違いがみられるのかを比較分析してみた。

例えば子どもからの経済的サポートのある高齢者にとっては、現在の高齢者福祉充実のための税負担を増やすことに「大いに賛成」という者は日本の場合0.0%であるが、韓国の場合8.8%、「少し賛成」を加えると日本の場合16.2%、韓国の場合33.6%に達する。逆にこれ以上の税負担に「反対」では、日本は51.3%に対して韓国では44.2%である。どちらかという税負担に対する抵抗は韓国の方が弱いと言っていい。それでは子どもからサポートがない高齢者はどうかという日本は「大いに賛成」4.4%、「少し賛成」15.8%合わせて20.2%の人が賛成している。韓国の方では「大いに賛成」11.8%、「少し賛成」21.0%あわせて32.8%と、日本に比べて子どもからの経済的サポートがあるなしにかかわらず更なる税負担に対して受け入れていることがわかる。〈巻末資料参照〉

さらに子どもからの経済的サポートがある人は、もし介護が必要になったときどうするかという問に対して、「子供と同居する」と答えた人が日本では27.0%「別居で子どもが世話してくれる」40.5%、つまり子どもの世話を期待している人が67.5%に達しているのに対して、韓国では「子供と同居」が45.1%と「別居で子どもが世話してくれる」をあわせるとさらに82.3%の人が子どもに期待していることがわかる。「自宅でヘルパーに世話を受ける」と答えた人は日本では21.6%であるが、韓国では4.4%に過ぎない。また「施設に入る」と答えた人は日本が8.1%、韓国は4.4%であった。それ

では子どもからの経済的サポートがない高齢者は介護が必要になったときどうかという問に対して、日本では「子供と同居する」17.1%「別居で子どもが世話してくれる」24.0%、あわせて41.2%である。現在子どもから経済的サポートを受けていない高齢者家族にとって子どもへの期待は、サポートがある家族に比べて期待は薄い。韓国では「子供と同居する」31.1%「別居で子どもが世話してくれる」34.5%、あわせて老後介護が必要になったとき子どもへの期待をしている人は65.6%と日本に比べて非常に高いことがわかる。〈巻末資料参照〉

子どもから経済的サポートのある高齢者の家族構成の実態は、日本は「ひとり暮らし」が21.6%、「夫婦のみ」29.7%、「同居」45.9%、「その他」2.7%であるが、韓国は「ひとり暮らし」が25.7%、「夫婦のみ」54.0%、「同居」15.9%、「その他」2.7%であるが、日本と韓国で比較すると、日本は「同居」が多く韓国は「夫婦のみ」が多いのが特徴となっている。また、子どもからの経済的サポートがない高齢者の家族構成は、日本では19.0%が「ひとり暮らし」で「夫婦のみ」は39.9%、「同居」は37.3%であるのに対して、韓国では「ひとり暮らし」23.5%「夫婦のみ」59.7%「同居」は13.5%である。どちらかという日本では韓国に比べて「同居」が3倍近く多いのが特徴といえる。それに対して韓国は「ひとり暮らし」「夫婦のみ」が日本よりも高い。〈巻末資料参照〉

さらに日韓高齢者の「仕事（生業的なものも含めて）」就業状況は、子どもからの経済的サポートがある人は、日本は「毎日」13.5%、「2日に1日」13.5%、「ときどき」64.9%に対して、韓国では「毎日」22.1%、「2日に1日」44.2%、「ときどき」30.1%となっている。日本に比べて高齢化率が（霊岩14.3%、宇和島24.0%）10%近く低い（若い）ということもあって就業率が高いこともあるが、霊岩ではまだ田畑を所有し生業的に農業と関わっている人たちが多く「仕事」への関わりを残していると考えられる。また子どもからの経済的サポートがない人では「毎日」17.1%「2日に1日」31.6%「ときどき」41.8%と就業率がサポートがある人に比べて非

常に高くなっている。比べて韓国では「毎日」28.6%「2日に1日」44.5%「ときどき」22.7%とサポートがある人と比べて大差がない。

総じて日韓双方ともに、加齢とともに身体的不安や日常生活の自立に障害が出ることから、子供との「同居」に期待されるが、現実同居している比率は日本の方が韓国の倍以上であるにもかかわらず、要介護状態になったとき「同居」を期待する者の比率は韓国の方が日本の倍以上となっているのが特徴である。

こうした傾向の背景には伝統的な家族観も根底にあると思われるが、現実には日本と比べて韓国の地方都市の経済社会基盤の整備は非常に遅れ、中央集権の一極集中は日本の比ではないことが挙げられる。子女が通勤圏内で世帯を独立し、親との距離が日帰り圏という条件をもつ地方都市は限られていて多くがソウル在住というのが現状である。現実には同居できないが、将来は同居したいという期待もそうした韓国の経済社会的な地方分散が実現しなければ解決できない問題でもある。

さらに調査地区の産業構造は日本が第1次産業構成比が4.0% (1995) であるのに対して、韓国は48.7% (1998) という現実があって、田畑を手放せないというのも「同居」の障害となっている。こうした結果は高齢者の平均年齢、高齢化率、あるいは経済的、社会的、文化的側面だけでなく、家族観、イエ意識、ムラ意識 (地域社会連帯) などの違いからくるものもある。

どちらにしても日本と韓国、これからさらに進む高齢化による社会的問題に対応していかなければならない課題も多い。

少子高齢化社会の中で核家族化も同時に進行するとなると「同居」は理想であっても現実には障害も多い。また「子供からの経済的サポート」の有無が高齢者の老後の暮らしを大きく左右するような社会的現実があるようでは豊かな社会とは言えるものではない。それでは理想を実現するためには税負担しかないのか、それだけであれば財政は破綻することは目に見えている。

日本の高齢化社会に対応する政策課題が「地域」と「自立」という2つの

キーワードであることを考えれば、ひとつは地域社会自らが高齢者を支えるだけの条件をどう整備するかである。それは高齢者がいかに健康寿命を延長するか、また地域社会をあげて医療、保健のコストを下げることができるかであり、2つは高齢者自らがいかに健康寿命との関連性が高いと考えられている「生きがい」をもって自立するかである。

参 考 文 献

- 韓国統計庁編 2000 「世界及び韓国の人口現況」
日隈健壬他 2000～01 「高齢化社会と地域福祉—日韓の地方自治体における比較研究—(1)～(5)」 広島修大論集第40巻第2号～第42巻第2号
松村直道 1998 「高齢者福祉の創造と地域福祉開発」 勁草書房
韓国統計庁編 1998 「韓国の社会指標」
玄外成 1998 「韓国老人福祉学講義」 裕豊出版
井上久子 1995 「社会指標からみた韓国の社会開発」 追手門経済・経営研究
玄外成 1994 「韓国と日本の老人福祉政策形成過程」 裕豊出版
日隈健壬他 1994～99 「高齢化社会と地域福祉に関する研究—広島県を事例に政策対応の効果と限界—(1)～(5)」 広島修大論集第35巻第2号～第39巻第2号

資料

| | | 子供からの経済的サポート | | | | | | | | | |
|---|---------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--|--|
| | | 日 本 | | | | | 韓 国 | | | | |
| | | あり | なし | 無回答 | 合計 | あり | なし | 無回答 | 合計 | | |
| 社会保 障充実 のため 税金・ 保険料 増額に 賛成か | 大いに賛成 | 0 (0.0%) | 7 (4.4%) | 0 (0.0%) | 7 (3.5%) | 10 (8.8%) | 14 (11.8%) | 1 (3.3%) | 25 (9.5%) | | |
| | 少し賛成 | 6 (16.2%) | 25 (15.8%) | 1 (20.0%) | 32 (16.0%) | 28 (24.8%) | 25 (21.0%) | 6 (20.0%) | 59 (22.5%) | | |
| | どちらでもよい | 11 (29.7%) | 25 (15.8%) | 3 (60.0%) | 39 (19.5%) | 21 (18.6%) | 33 (27.7%) | 9 (30.0%) | 63 (24.0%) | | |
| | 少し反対 | 5 (13.5%) | 39 (24.7%) | 0 (0.0%) | 44 (22.0%) | 18 (15.9%) | 23 (19.3%) | 6 (20.0%) | 47 (17.9%) | | |
| | 絶対反対 | 14 (37.8%) | 54 (34.2%) | 1 (20.0%) | 69 (34.5%) | 32 (28.3%) | 23 (19.3%) | 7 (23.3%) | 62 (23.7%) | | |
| | 無回答 | 1 (2.7%) | 8 (5.1%) | 0 (0.0%) | 9 (4.5%) | 4 (3.5%) | 1 (0.8%) | 1 (3.3%) | 6 (2.3%) | | |
| | 合計 | 37 (100.0%) | 158 (100.0%) | 5 (100.0%) | 200 (100.0%) | 113 (100.0%) | 119 (100.0%) | 30 (100.0%) | 262 (100.0%) | | |

| | | 子供からの経済的サポート | | | | | | | | | |
|--|---------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--|--|
| | | 日 本 | | | | | 韓 国 | | | | |
| | | あり | なし | 無回答 | 合計 | あり | なし | 無回答 | 合計 | | |
| 介護が 必要に なった ときど きのよ うにす るの がよ いか | 子どもと同居 | 10 (27.0%) | 27 (17.1%) | 0 (0.0%) | 37 (18.5%) | 51 (45.1%) | 37 (31.1%) | 7 (23.3%) | 95 (36.3%) | | |
| | 別居で子が世話 | 15 (40.5%) | 38 (24.1%) | 1 (20.0%) | 54 (27.0%) | 42 (37.2%) | 41 (34.5%) | 14 (46.7%) | 97 (37.0%) | | |
| | 自宅でヘルパー | 8 (21.6%) | 44 (27.8%) | 1 (20.0%) | 53 (26.5%) | 5 (4.4%) | 16 (13.4%) | 2 (6.7%) | 23 (8.8%) | | |
| | 施設に入る | 3 (8.1%) | 43 (27.2%) | 3 (60.0%) | 49 (24.5%) | 7 (6.2%) | 15 (12.6%) | 3 (10.0%) | 25 (9.5%) | | |
| | その他 | 1 (2.7%) | 3 (1.9%) | 0 (0.0%) | 4 (2.0%) | 5 (4.4%) | 7 (5.9%) | 1 (3.3%) | 13 (5.0%) | | |
| | 無回答 | 0 (0.0%) | 3 (1.9%) | 0 (0.0%) | 3 (1.5%) | 3 (2.7%) | 3 (2.5%) | 3 (10.0%) | 9 (3.4%) | | |
| | 合計 | 37 (100.0%) | 158 (100.0%) | 5 (100.0%) | 200 (100.0%) | 113 (100.0%) | 119 (100.0%) | 30 (100.0%) | 262 (100.0%) | | |

| | | 子供からの経済的サポート | | | | | | | | | |
|------|--------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--|--|
| | | 日 本 | | | | | 韓 国 | | | | |
| | | あり | なし | 無回答 | 合計 | あり | なし | 無回答 | 合計 | | |
| 家族構成 | ひとり暮らし | 8 (21.6%) | 30 (19.0%) | 2 (40.0%) | 40 (20.0%) | 29 (25.7%) | 28 (23.5%) | 4 (13.3%) | 61 (23.3%) | | |
| | 夫婦のみ | 11 (29.7%) | 63 (39.9%) | 1 (20.0%) | 75 (37.5%) | 61 (54.0%) | 71 (59.7%) | 15 (50.0%) | 147 (56.1%) | | |
| | 同居世帯 | 17 (45.9%) | 59 (37.3%) | 2 (40.0%) | 78 (39.0%) | 18 (15.9%) | 16 (13.4%) | 7 (23.3%) | 41 (15.6%) | | |
| | その他 | 1 (2.7%) | 2 (1.3%) | 0 (0.0%) | 3 (1.5%) | 2 (1.8%) | 1 (0.8%) | 0 (0.0%) | 3 (1.1%) | | |
| | 無回答 | 0 (0.0%) | 4 (2.5%) | 0 (0.0%) | 4 (2.0%) | 3 (2.7%) | 3 (2.5%) | 4 (13.3%) | 10 (3.8%) | | |
| | 合計 | 37 (100.0%) | 158 (100.0%) | 5 (100.0%) | 200 (100.0%) | 113 (100.0%) | 119 (100.0%) | 30 (100.0%) | 262 (100.0%) | | |

| | | 子供からの経済的サポート | | | | | | | | | |
|----------|-------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--|--|
| | | 日 本 | | | | | 韓 国 | | | | |
| | | あり | なし | 無回答 | 合計 | あり | なし | 無回答 | 合計 | | |
| 就業している頻度 | 毎日 | 5 (13.5%) | 27 (17.1%) | 1 (20.0%) | 33 (16.5%) | 25 (22.1%) | 34 (28.6%) | 7 (23.3%) | 66 (25.2%) | | |
| | 2日に1日程度 | 5 (13.5%) | 50 (31.6%) | 1 (20.0%) | 56 (28.0%) | 50 (44.2%) | 53 (44.5%) | 18 (60.0%) | 121 (46.2%) | | |
| | ときどき | 24 (64.9%) | 66 (41.8%) | 1 (20.0%) | 91 (45.5%) | 34 (30.1%) | 27 (22.7%) | 2 (6.7%) | 63 (24.0%) | | |
| | ほとんどしていない | 1 (2.7%) | 6 (3.8%) | 0 (0.0%) | 7 (3.5%) | 0 (0.0%) | 1 (0.8%) | 2 (6.7%) | 3 (1.1%) | | |
| | 全くしていない | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | | |
| | 無回答 | 2 (5.4%) | 9 (5.7%) | 2 (40.0%) | 13 (6.5%) | 4 (3.5%) | 4 (3.4%) | 1 (3.3%) | 9 (3.4%) | | |
| 合計 | 37 (100.0%) | 158 (100.0%) | 5 (100.0%) | 200 (100.0%) | 113 (100.0%) | 119 (100.0%) | 30 (100.0%) | 262 (100.0%) | | | |

고령자복지에 관한 한·일 비교연구

일본의 사회복지정책이 본격화 된 것은 고도경제성장의 흐름이 늦어진 1970년대에서 80년대였다. 그러나 한국에서 사회복지정책이 본격화 된 것은 최근의 일로 ‘초보적 복지국가’ 라는 지적을 받고 있다.

현재 한국의 고령화율은 7%로, 16%에 달하고 있는 일본과는 큰차이가 있으나 2020년에는 한국도 베이비붐세대가 노동시장에서 은퇴하게 됨에 따라 65세 이상 인구도 1990년의 5.0%에서 일약 13.2%까지 상승할 것으로 분석되고 있다.

이에 따라 노령연금 수급자도 급증해 오늘날의 일본처럼 복지재원을 어떻게 확보하고, 고령자부양과 간호수요에 얼마만큼 응할 수 있을 것인가 등의 문제에 봉착해 있다.

‘한·일고령자복지에 관한 비교연구’ 는 일본의 고령자복지 연구와 정책의 경험을 한국에서 경험과학으로 살려, 한국의 복지정책과 앞으로의 방향을 정하는데 도움이 되게 하고, 일본에 있어서는 한국의 훌륭한 복지의식을 일본에 되살리는 것이 가능토록 하는, 그래서 양국이 모두 압박이 가중되는 사회보장의 재정에 새로운 방향성을 찾도록 하는 계기를 만들 수 있도록 하는데 목적을 두고 있다.

이번 조사는 한·일비교연구를 위한 선행조사적 성격을 띠고 있다. 여기에 제시한 데이터는 1999년 6월 중순부터 8월 중순까지 한국의 전라남도 나주시와 강진군, 일본 에히메현의 우와지시마와 히로미정 에서 앙케트와 직접청취 방법으로 조, 단순 집계한 것이다.

이번 조사결과, 한국은 일본과 비교해 유교적 관습이 많이 남아 ‘동거세대’가 많을 것이라는 이미지와와는 달리 도리어 일본 쪽에 동거세대가 많았다. 고령자들의 생계도 일본은 ‘연금생활자’ (71.7%)가 많았지만 한국은 ‘농업수입’ (53.1%)과 ‘(자식들의)보조’ (28.3%) 등에 의존하는 경향이 많은 것으로 드러났다. 특히 한국에서는 연금생활자(4.4%)가 매우 낮아 한국이 고령자복지에 대한 사회보장제도가 확립되어 있지 않는 단계임을 드러내고 있다.

또한 여가활동은 일본에선 서클에 ‘한곳 가입’ 43%에 이어, ‘가입하지 않음’ 이 40.9%로 매우 높는데 비해 한국은 ‘한곳 가입’ 55.0%, 두곳 가입도 28.0%나 되는 반면 ‘가입하지 않음’ 은 3.1%밖에 안되는 것으로 나타났다. 이는 일본은 개개인의 라이프 스타일을 스스로 선택하는 가치관의 다양화 현상으로 보이며, 한국은 지역 구성원도 가족과 같은 정으로 인간관계를 유지

하는 공동의식의 결과로 풀이된다.

이처럼 한·일 양국은 지리적으로 매우 가깝고, 역사적으로도 깊은 관련을 맺고 있음에도 생활양식과 가치관에 상당한 차이를 보이고 있으며, 각각 양국의 사정에 어울리는 고령자복지정책이 수립되고 추진되어야 할 것으로 기대된다.